

平成 26 年 1 2 月 1 6 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

高額療養費制度における自己負担限度額の見直しの周知用ポスターの送付について

「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成 26 年政令第 365 号）が平成 26 年 11 月 19 日に公布され、平成 27 年 1 月 1 日より施行されることとなり、70 歳未満の被保険者等に係る高額療養費等の算定基準額の所得区分が、現行の 3 段階から 5 段階に改正されることにつきましては、すでに平成 26 年 11 月 28 日付日医発第 889 号(保 165)(介 94)にて、ご連絡申し上げているところであります。

本改正に伴い今般、厚生労働省において、患者への周知用のポスターが別添のとおり作成されましたので、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、ポスターは下記の厚生労働省ホームページに掲載されており、ダウンロードができますのでご活用下さい。（各医療機関へ印刷物をお届けすることはいたしません。）

また日本医師会ホームページのメンバーズルームからもダウンロードできるようにいたします。

記

厚生労働省ホームページ

『高額療養費制度を利用される皆さまへ』（URL は以下のとおり）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html?utm_source=echofon

上記ページの中の、

・ご案内「70 歳未満の方で、高額な医療費をご負担になる皆さまへ」（平成 27 年 1 月 1 日施行）に、PDF 形式で掲載されております。

【添付資料】

1. 高額療養費制度における自己負担限度額の見直しの周知用ポスターの送付について
(平 26. 12. 12 事務連絡 厚生労働省保険局保険課)

事 務 連 絡
平成26年12月12日

関係団体 御中

厚生労働省保険局保険課

高額療養費制度における自己負担限度額の見直しの
周知用ポスターの送付について

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、ご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成27年1月1日より、高額療養費制度における自己負担限度額が見直されることに伴い、別添のポスターを作成いたしましたので、貴会におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

なお、ポスターは下記の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、関係者各位においてダウンロードの上印刷していただき、適宜御利用くださるよう併せて周知願います。

記

厚生労働省ホームページ

『高額療養費制度を利用される皆さまへ』（URLは以下のとおり）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/juuyou/kougakuiryou/index.html?utm_source=echofon

上記ページの中の、

・ご案内「70歳未満の方で、高額な医療費をご負担になる皆さまへ」（平成27年1月1日施行）

に、PDF形式で掲載しております。

(関係団体一覧)

公益社団法人	日本医師会	御中
公益社団法人	日本歯科医師会	御中
公益社団法人	日本薬剤師会	御中
一般社団法人	日本病院会	御中
公益社団法人	全日本病院協会	御中
公益社団法人	日本精神科病院協会	御中
一般社団法人	日本医療法人協会	御中
一般社団法人	日本社会医療法人協議会	御中
公益社団法人	全国自治体病院協議会	御中
一般社団法人	日本慢性期医療協会	御中
一般社団法人	日本私立医科大学協会	御中
一般社団法人	日本私立歯科大学協会	御中
一般社団法人	日本病院薬剤師会	御中
公益社団法人	日本看護協会	御中
一般社団法人	全国訪問看護事業協会	御中
公益財団法人	日本訪問看護財団	御中
独立行政法人	国立病院機構本部	御中
独立行政法人	国立がん研究センター	御中
独立行政法人	国立循環器病研究センター	御中
独立行政法人	国立精神・神経医療研究センター	御中
独立行政法人	国際医療研究センター	御中
独立行政法人	国立成育医療研究センター	御中
独立行政法人	国立長寿医療研究センター	御中
独立行政法人	地域医療機能推進機構本部	御中
独立行政法人	労働者健康福祉機構本部	御中

70歳未満の方で

高額な医療費をご負担になる皆さまへ

平成27年1月1日から

高額療養費制度においてご負担いただく医療費の限度額が所得に応じて見直されます

○高額療養費制度とは・・・

長期入院や治療により、ひと月あたりの医療費の自己負担額が高額になった場合、申請により一定の金額(自己負担限度額)を超えて支払った医療費について給付を受けることができる制度です。

○医療費の限度額(自己負担限度額)は・・・

被保険者の所得区分に応じて決まります。

見直し後 (平成27年1月1日から)

所得区分	ひと月あたりの自己負担限度額	3月以上ご負担いただいた方(※2)
① 年収約1,160万円～の方 健保: 標準報酬月額83万円以上の方 国保: 年間所得(※1)901万円超の方	変更されました 252,600円 +(医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 年収約770～約1,160万円の方 健保: 標準報酬月額53万円以上83万円未満の方 国保: 年間所得600万円超901万円以下の方	変更されました 167,400円 +(医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 年収約370～約770万円の方 健保: 標準報酬月額28万円以上53万円未満の方 国保: 年間所得210万円超600万円以下の方	変更ありません 80,100円 +(医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ ～年収約370万円の方 健保: 標準報酬月額28万円未満の方 国保: 年間所得210万円以下の方	変更されました 57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税の方	変更ありません 35,400円	24,600円

(※1) ここでの「年間所得」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除(33万円)を控除した額(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。)のことを指します。(いわゆる「旧ただし書所得」)

(※2) 高額療養費を申請される月以前の直近12か月の間に高額療養費の支給を受けた月が3か月以上ある場合は、4か月目から「多数該当」という扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。

高額療養費制度に関する申請やご質問等については、現在加入されている健康保険組合、全国健康保険協会、市町村(国民健康保険、後期高齢者医療制度)、国保組合、共済組合までお問い合わせください。

